

昭和36年4月27日

日本学術会議第33回総会

基礎科学振興に関する5原則の確認とその目的実現のため一層力を尽すことを声明(声明)

日本学術会議は、かねてより基礎科学振興につき多くの努力を重ねてきたが、この際、次の諸原則を確認し、全国の科学技術者とともに、その目的の実現のため一層力を尽すことを声明する。

1. わが国の科学技術が健全な発展をとげるためには、研究費の国民総所得に対する割合を画期的に高め、とくに基礎科学分野の比重が従来低かつたことを改めねばならない。また、基礎科学の分野における有能な人材を養成し、十分な研究者数を確保することも極めて肝要である。

これらの点については、日本学術会議を中心となり、長期的見通しに立つて、その方針を討議決定すべきである。

2. 基礎科学の発展は、科学の内的な要求にしたがい、科学者自身によつて将来計画を討論し、作りあげることによつて可能になる。

このような計画を作りあげ実行することは、科学者の権利であり義務である。日本学術会議は、基礎科学の各分野にわたつて将来計画を作り出す中核とならねばならない。

3. 科学の健全な成長を保障するためには、日本学術会議第22回総会において要望された基礎科学研究体制5要綱の線をさらに発展させた新らしい研究体制を作り出さねばならない。

4. 科学がそれ自身自由に発展し、またその成果が正しく用いられるためには、研究はすべて公開されることが必要である。

5. 科学者が必要な研究費を要求する権利は、学問を世界人類の平和と国民の幸福に役立たせ、文化を進展させる責任を果すことによつてのみ生ずる。

科学の成果がいかに使われるかについても、科学者はその責任を分担せねばならない。

参考

庶発第23号 昭和32年1月12日

内閣総理大臣 石山湛山殿

日本学術会議会長 茅誠司

基礎科学の研究体制確立について(要望)

標記のことについて、本会議第22回総会の議により、ここに下記のとおり要望します。

記

わが国の基礎科学の研究体制を確立し、その振興を図るため、政府が次の五つの要綱につき、その実現のため、たゞちに調査検討に着手し、日本学術会議と協力して適切な解決策を講ずることを要望する。

第1要綱：研究施設、研究要員、研究費に関しては、一般水準向上の要望が満足されなければならない。とくに大学における基礎科学の講座充実を図らなければならない。

第2要綱：共同研究の体制は、基礎科学進歩のために必要欠くことのできないものであるから、研究グループの組織を促進し、研究センターの設置を図るべきである。

第3要綱：流動研究員制度を導入すべきである。

第4要綱：日本学術会議の中において、国内の研究連絡を図り、各専門分野の交流をよくし、また上

述の流動研究員制度、研究グループ、研究センターの運営について、各専門分野ごとに常時調査し、学界の自主性において基礎科学研究の長期計画を検討するため、研究連絡委員会を拡充強化することについて考慮すること。

第5要綱：現在各省には、その業務上、強力な基礎科学の調査あるいは研究の組織をもつものが少くない。これらの資料が現在以上に総合的に活用されるならば、基礎科学の進歩に寄与するところが極めて大きいと考えられる。

関係各官庁が特にこの点に協力されることを要望すると共に、これらの研究あるいは調査が全国的な研究体制によつて計画的に遂行されることも一層望ましい。

理 由

技術革新の時代的課題に当面しつつある各国とも、基礎科学の振興については、長期的観点に立つた強力な振興政策を計画しつつある。わが国の基礎科学は、多くの分野において、世界水準以上にあるけれども、これを全般的に見ると、その構造において著しいアンバランスがあり、応用面から規制されたひずみがある。また、基幹施設、研究要員、組織、研究費等においても、多くの欠陥をもつてゐる。われわれは、研究白書資料収集の作業等を通じ、これらの実態をとらえ、上記の五つの要綱に要望を集約した次第である。

第1要綱は、研究体制の基盤の確立を要望するものである。基礎科学の健全な発達のためには平均水準の向上不可決である。基礎の確立には、平均水準の向上、基準線の確保がまず要求される。しかし、すべての研究機関施設を同一水準まで高めることを要望しようというのではない。現在の日本の経済力からみても、当然研究施設の有効な共同利用体制が考慮されなければならない。すなわち、研究グループの形式を盛んにし、研究分野別 地域別に、種々の形態の共同研究センターを設置することが、当然考慮されなければならない。このような中核となるピークの形成も、また、計画の一つの要点でなければならないのである。それゆえ、第2要綱として、共同研究体制の確立を要望する。共同利用体制は、基礎科学振興の最も有効な制度の一つである。これを促進する政策が考慮されなければならない。それには、研究者自身を流動させ得る導入が有効適切な方法となるであろう。これによつて、研究能率の向上、境界領域の開発、応用と基礎分野との協力、国際交流、多数研究有能者の研究参加の実現が期待できる。これが第3要綱で流動研究員制度の導入を要望するゆえんである。さて、以上のような研究グループ、流動研究員制度の導入を前提とする研究センターを運営してゆくには、基礎科学の各専門別に、これの運営にあたる専門別委員会の設置が必要であろう。それは、絶えず実態資料を十分に収集し、その分野のあり方について審議しうるだけの能力をもつ機関であることが望ましい。現在日本学術会議にある研究連絡委員会は、学術の国際交流のために重要な意義をもつが、なおこの内に第4要綱にいうような機能をもたしめる必要がある。以上の四つの要綱が実現されるならば、応用科学あるいは技術研究の振興に役立つのは当然であるが、なお、現状について、急速に改善を要する点として第5要綱を提唱する。

以上の要綱を実現してゆくのに大前提となることがある。それは、基礎科学研究体制を確立することが、わが国の将来にとつていかに重大であるかを国民全体がよく認識することである。そしてこの認識が政府に反映し、国家予算において具体化されることである。このためには、計画の前提となる調査が必要である。（基礎科学研究白書は、多数の項目にわたり、問題点がどこにあるかを指摘し、

より組織的な調査の準備ともなるであろう。)

以上の諸要綱を逐次実行してゆくことにはあたつては、政府は日本学術会議を通じ、学界の全面的協力を求められたい。

5-15

庶発第315号 昭和36年4月28日

内閣総理大臣 池田勇人 殿

日本学術会議会長 和達清夫

学協会雑誌の郵便料金について(勧告)

標記のことについて、本会議第33回総会の議に基き、下記のとおり勧告します。

記

今国会において郵便法の改正が提案され、郵便料金の引上げが予定されているが、これが実施されれば、学協会の刊行する学術雑誌は極めて大きい影響を受けることになる。

現在、学術雑誌を刊行する学協会は、財政的に概ね困難な状況にあり、国の補助等によつて刊行を行つているものも相当数にのぼり、刊行関係の諸経費の上昇に苦慮しているが、郵便料金の引上げが実施されるならば、さらに打撃をこうむり、現在の規模を縮少せざるを得ないものが生ずることが憂慮される。

今回の郵便料金の引上げは、主として急増する一般郵便物のためとられた措置とされているが、純然たる学術雑誌がこれと同様に取扱われようとしていることは、学術振興、科学技術振興のうえからみて甚だ遺憾である。

以上のような実情であるので、学協会の刊行する学術雑誌に対する郵便料金の引上げについては、慎重に検討のうえ格別の措置がとられることを強く勧告する。

5-16

庶発第331号 昭和36年5月9日

内閣総理大臣 池田勇人 殿

日本学術会議会長代理 桑原武夫

わが国における視聴覚教育を強力に推進させることについて(勧告)

標記のことについて、本会議第33回総会の議に基き、下記のとおり勧告します。

記

わが国の教育面における視聴覚教具の利用は、きわめて低調である。とくに、科学技術教育においては、教職員の絶対的不足を補うために、ぜひとも視聴覚教育を強力に推進すべきである。

理由

科学技術の進歩は、教育方法にも大きな影響を与える、特に視聴覚教材教具の採用は、教授法、訓練法に大きな変革をもたらそうとしている。

テレビジョンは、すでに放送電波によるものと閉回路方式によるものと両方式により、集団的教育、訓練の手段として大きな役割を演じ、一方エレクトロニクスの進歩により、シミュレーター(Simulator)